相続ドック NEWS RELEASE 2012.6

税理士法人　エム・アンド・アイ
大阪市淀川区西中島４－１１－９
ＴＥＬ０６－６８３８－７５１２

中小企業の事業承継！ 会社を身内に継がせる方法！

先送りにできない事業承継対策！
事業承継の問題点とは？
対策実行、先立つものは資金？！

2012年版の中小企業白書によると、経営者全体の平均年齢は59歳で、相変わらず上昇傾向にあります。特に中小企業にとって、事業承継は先送りにできない問題です。

中小企業の実態は？

●平均年齢は31年連続上昇！

社長の平均年齢は59歳９ヵ月で、1981年以降31年連続で上昇しています。資本金別にみると、前年までは大企業ほど平均年齢が63歳付近で推移。そこへ元々は平均年齢が低かった中小企業の高齢化が進み、大企業と中小企業の年齢差が徐々に縮小する傾向に。しかし、2011年は10億円以上の平均年齢が64歳と過去最高を更新し、格差は広がりました。

＜資本金別社長の平均年齢の推移＞

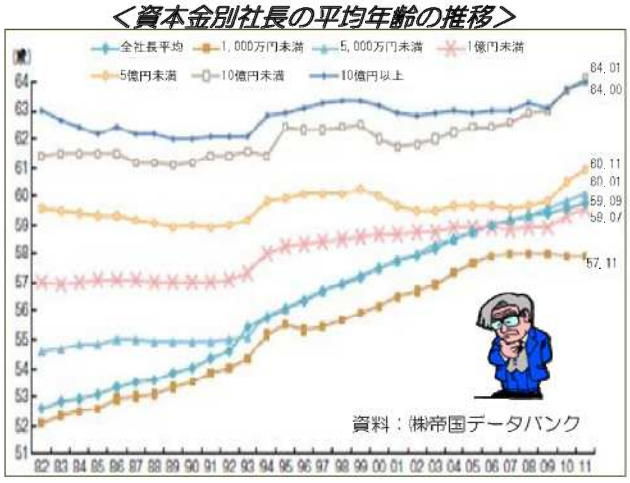

●60歳代と70歳代で約半分

中小企業基盤整備機構の去年3月の報告書によると、中小企業の社長の平均年齢は58.7歳で、60歳代と70歳代を合わせると49.3%と半分を占め、日本の抱える経営者の高齢化とそれに伴う後継者問題を垣間見ることに。

＜中小企業の経営者の年齢＞

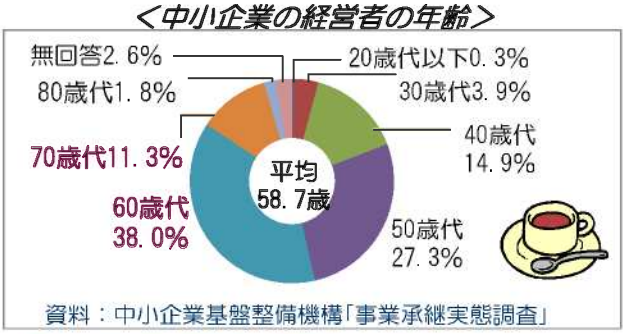

●事業承継待ったなし！？

日本人の平均寿命は年々上昇しているものの、社長の平均年齢である60歳前後からの生存率のダウンが顕著です。現社長の事業経営をどのように後継者へバトンタッチしていくかが日本の中小企業の緊急の課題といえます。

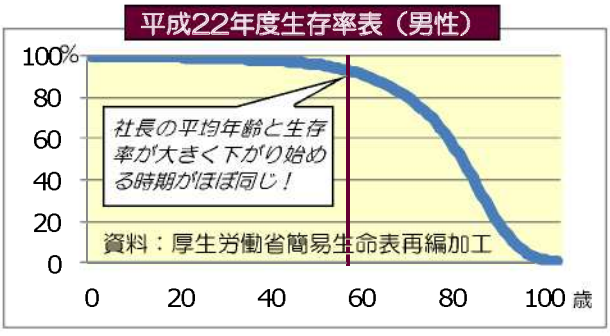

Copyright© Consulting Alpha, Inc. All Rights Reserved

●事業承継年齢が上がっている！

事業承継時の先代経営者の平均年齢も年々上昇しており、79年以前に比べ7歳もアップ。

＜事業承継時の先代経営者の平均年齢＞

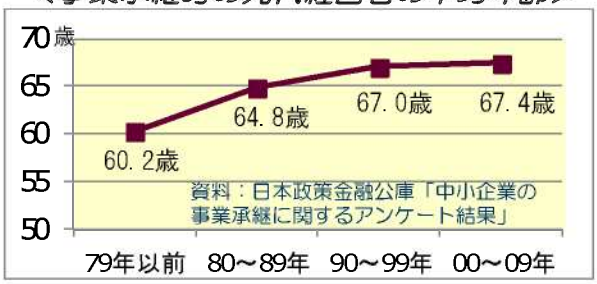

●親族に継がせたいは40.2%

中小企業の事業承継に関するアンケートによると、「親族に継がせたい」と希望する経営者が40%を占めています。一方、第3者への承継（M&A）も2.6%を占めており、最近の事業承継の特徴がうかがえます。

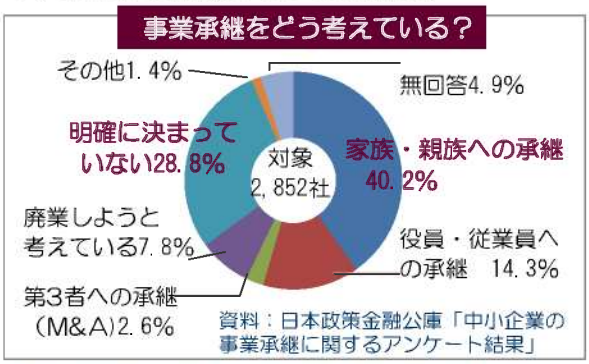

●社長交代率、過去最低を更新！

帝国データバンクの調査では、2011年の社長交代率は2.46%（対象の123万2,372人の社長のうち3万291人が交代）と、前年より0.01ﾎﾟｲﾝﾄ低下し、過去最低を更新。交代率低迷が続く要因には、中小企業の後継者難や平均寿命の上昇、事業承継の遅れなどに伴う社長在任期間の長期化があります。一方、65.9%が「後継者不在」と回答。

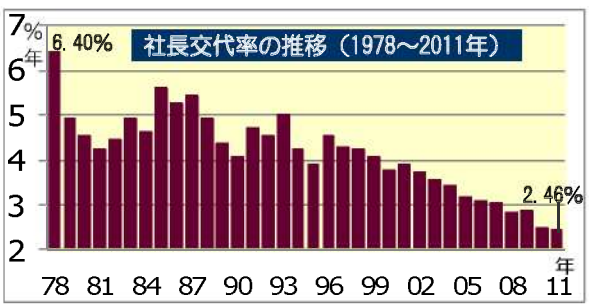

事業承継対策の留意点

●事業承継先送りのツケは？

対策をせずに放置していると、いざ事業承継という時に、相続を巡ってもめ事が起きたり、後継者が経営ノウハウを知らない、取引先・従業員の信頼を得られないといった問題が生じ、最悪の場合、廃業に至ってしまいます。

●政府も税制で中小企業支援に！

こうしたことを防ぐためにも、事前に後継者候補を見つけ、その候補者を育成し、徐々に経営権を移していくといった計画的な取り組みが大切です。現在、事業承継税制の抜本拡充を始めとした事業承継円滑化に向けた総合支援策が実施されています。

＜事業承継円滑化への取り組み＞

2008年5月	経営承継円滑化法（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律）の成立
2009年4月	経営承継円滑化法改正施行規則、改正税法の施行
	①相続税・贈与税の納税猶予制度 ②民法の遺留分に関する特例 ③金融支援などの支援策の充実

●事業承継は両面の対策を！

多くの中小企業は、経営者自身が大部分の自社株式や事業用資産を保有し、強いリーダーシップを発揮して、事業のカジ取りを行なっています。中小企業の事業承継対策を考える場合、つぎの両面の対策が必要です。

（1）経営そのものの承継
①経営ノウハウの承継（後継者教育の必要性）
②経営理念の承継（経営理念の明確化が必要）

（2）自社株式・事業用資産の承継
①後継者への集中と遺留分への配慮
②事業承継に際して必要な資金の確保

●相続が争族にならないように！

後継者が安定した経営をするために、後継者に自社株式や事業用資産を集中させることが必要です。経営者に何人か子供がいて、そのうち一人を後継者にする場合、後継者でない子供の遺留分を侵害しないよう、自社株式や事業用資産以外の財産を後継者でない子供が取得できるようにして、相続紛争を防止する配慮が必要でしょう。

Copyright© Consulting Alpha, Inc. All Rights Reserved

遺留分とは？

配偶者や子などに民法上保障される最低限の資産承継の権利。後継者が他の相続人から遺留分減殺請求（他の相続人に侵害された自分の遺留分を取り戻す請求）を受けた場合には、財産の返還や金銭による弁済が必要に。

●経営権を集中させる方法

自社株式や事業用資産を後継者に集中させるには次のような方法があります。

（1）生前贈与・遺言

生前に対策をせずに相続を迎えると、財産の大半が自社株式等である場合、後継者が集中取得することに他の相続人の同意を得ることが難しくなるので、生前に贈与したり遺言を作成するなど対策を。

（2）会社や後継者による買取り

相続人間に自社株式等が分散してしまう場合、会社や後継者がこれらを相続人から買い取る。

（3）会社法の活用

①株式の譲渡制限や相続人に対する売渡請求
②種類株式（議決権制限株式など）を活用

（4）信託の活用

「遺言代用信託」や「後継ぎ遺贈型受益者連続信託」

●すでに分散しているケースは？

すでに自社株式が分散してしまっている場合は、後継者の経営権を確保するため、後継者や会社が個々の株主から株式を買い取る、あるいは、会社が新株を発行して後継者だけに割り当てる方法などがあります。

事業承継必要資金の確保

●自社株分散防止対策とは？

（1）株式の譲渡制限

定款で、株式を譲渡する場合に会社の承認を必要とすることで、分散を防ぐことができる。

（2）相続人に対する売渡請求

株式の譲渡制限をしても、相続や合併による取得には適用されないので、相続による分散を防ぐため、定款を変更して、株式を相続した株主に会社が売渡請求ができるようにする。

（3）種類株式の活用

「議決権制限株式」や「拒否権付株式」の活用

●事業承継の事例を考える！

【事例】 株式譲渡制限会社の経営者Bから、事業後継者Cを含む子3名に自社株式を相続させる場合

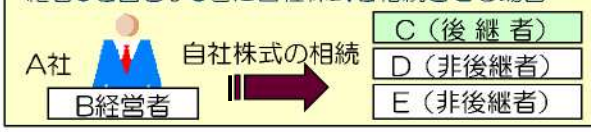

【問題点】

◆遺留分に留意してそれぞれに相続させると自社株式が分散し、後継者Cの経営権が不安定になる。

◆自社株式の分散を防ぐには、D･Eに自社株式以外の資産を取得させる必要があるが、そのためには多額の現金またはこれに代わる資産が必要。

●事前対策がモノを言う！？

対策実行には資金の確保が大事です。計画的な保険加入で資金手当てが可能になります。

＜事前対策1＞　生命保険を活用した代償分割

①契約者B・被保険者B・受取人Cの保険に加入
②Bの相続が発生。Cは保険金を受け取る。
③Cが自社株式全部を取得、代償分割とし、保険金を原資にD･Eに代償交付金を支払う。

＜事前対策2＞　生命保険で買取り資金を準備

①契約者A社･被保険者B･受取人A社の保険に加入
②Bの相続が発生。A社が保険金を受け取る。 定款に規定することにより、D･Eに移転した自社株式について会社が売渡請求を行なうことが可能。

●生前贈与のコツは評価引き下げ

計画的な生前贈与で後継者に自社株式を移転する場合、評価額を引き下げて税負担を軽減したいものです。自社株式の評価引き下げにはいくつかの方法がありますが、類似業種比準価額、純資産価額いずれの引き下げにも、生命保険の活用が有効です。

●万一の場合の必要保障は？

中小企業の場合、経営基盤が社長の手腕にかかっているので、社長に万一のことがあった場合、後継者が円滑に事業継続できるように、生命保険などでのリスクヘッジが必要です。

必要保障 = 短期債務 +長期債務 +当面の人件費

（保険金は法人税等の負担を考慮し、手取額で確保できること（必要額の約1.67倍）が望ましい）

●年金受取りのメリットとは？

死亡保険金の年金受取りも有効です。一時金と違い、利益が平準化される上、毎年確実な収入が確保でき、後継者の経営が安定するまでのつなぎ資金として安心感が。

●専門家に早めにご相談を！

事業承継は全ての会社に必ず起きます。事業承継対策の実行には法律や税務の専門知識が必要です。専門家を交えて事前に十分な検討をしておくことをお勧めします。

Copyright© Consulting Alpha, Inc. All Rights Reserved

取れる人からもっと取れ！所得税大増税が高所得者層を直撃！

●税収は減るばかり…

2011年度確定申告による納税者数は607万人、納税額は2兆3,093億円でした。納税額は前年より若干増加したものの、4年前より約7千億円も減少しています。

所得金額は減少の一途をたどっています。高齢化、経済低迷など厳しい環境下で、所得金額はさらに減少が見込まれ、税収確保のための増税が着々と進んでいます。

●事業所得：高齢化による廃業も多く増加要因はなし。
●不動産所得：人口減による空室や家賃値下げの方向で収入減へ。
●給与所得：非正規雇用者の増加で平均年収は下落。
●配当、株や不動産譲渡：企業業績低迷で配当や株の売買は減少、不動産価格も下落で売買額も減少へ。

●3%の高所得者層が所得税6割を負担！

所得階級別の税負担状況（最新統計は2010年度）をみると、高額所得者が我が国の所得税収を支えている実態が明らかに。

3%の**「所得2,000万円超所得者層」が所得税の6割（2.5兆円）を負担**し、また0.6%の「所得5,000万円超所得者層」だけで27%の所得税を負担しています。

1人当たり平均税負担額は63万円ですが、所得1億円以下層では2千万円近くになります。累進課税制度である所得税負担の厳しさがわかります。

2010年度　所得階級別の税負担状況

所得階級		納税者数（万人）		納税額（億円）		平均負担額（万円）
100万円以下		63.5	9.0%	62	0.1%	1
200万円以下		210.6	30.0%	665	1.5%	3
300万円以下		142.1	20.2%	894	2.0%	6
500万円以下		117.7	16.8%	1,766	4.0%	15
1,000万円以下		99.9	14.2%	5,717	12.8%	57
2,000万円以下		45.8	6.5%	10,058	22.6%	220
2,000万円超		22.6	3.2%	25,352	57.0%	11,218
2,000万円超内訳	5,000万円以下	18.4	2.6%	13,199	29.7%	717
	1億円以下	3.2	0.5%	6,161	13.8%	1,925
	1億円超	1.0	0.1%	5,992	13.5%	5,992
合　計		702.2	100.0%	44,514	100.0%	63

●富裕層が日本から逃げていく…大増税の中身とは？

高所得者層を直撃する増税がいよいよ始まります！嫌がる富裕層が日本から逃げれば、かえって税収確保は困難になってしまうリスクも。税制動向を見据え、自助努力での資産形成と生活設計が必要です。

●復興特別所得税（2013年～）

通常の所得税に**「復興特別所得税」2．1%が付加**されます。高額納税者は付加税も高額に！

●年収1,500万円超の給与所得控除は245万円迄（2013年～）

給与収入から経費として控除する「給与所得控除」の上限が245万円になり、税負担がいっきにアップします！

給与収入と税負担　（単位：万円）

給与収入	給与所得控除 現行	給与所得控除 改正後	増税額（所40.84%＋住10%）
10,000	670	245	216.07
5,000	420		88.97
3,000	320		38.13

●上場株譲渡＆配当税率アップ（2014年～）

現在10%（所得税7%＋住民税3%）の税率が、20.315%（所得税15.315%＋住民税3%）に上がります。配当増や株の値上益に期待できない上、源泉税が増えては手取りは激減！？

●5年以内退職時の役員退職金の増税（2013年～）

勤続年数5年以内の**法人役員、国家公務員等の退職所得**は1/2課税が廃止となり、実質増税に！

＜5年以内勤務の役員退職金の所得税＞

（退職金－退職所得控除額）× ~~1/2~~ × 税率

●5千万円超の国外財産報告義務（2014年～）

年末で時価5千万円超の国外財産を保有する人は、税務署へ報告義務が。（詳細は4月号を参照）

直接増税につながるわけではないものの、チェックが相当厳しくなることを覚悟せざるを得ません。

注意！！現在国会で所得税増税案が審議中

★所得5千万円超の税率を40%から45%に引上げ

消費税増税の陰に隠れ、高所得者を直撃するこんな増税案も入っています！動向にご注意を！

Copyright© Consulting Alpha, Inc. All Rights Reserved